

令和3年7月27日

令和3年度大田区青少年問題協議会  
(第1回)

令和3年7月27日

午後2時00分開会

○今井地域力推進部長 それでは、定刻になりましたので、令和3年度第1回大田区青少年問題協議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、地域力推進部長の今井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この協議会は、公開原則に則りまして、傍聴制度を導入しており、今年度より区ホームページにて本会議録の公開を予定しております。

また、本協議会の会長は、大田区青少年問題協議会条例第4条第1項において、区長が務めることと定めております。

開会に当たりまして、本協議会の会長であります松原区長より、御挨拶を申し上げます。

○松原会長 皆様、こんにちは。本日は、コロナ禍の中ではございますが、また、御多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日ごろより大田区の青少年健全育成に御尽力を賜り、深く感謝を申し上げたいと思います。

本協議会は、昭和29年の発足以来、各分野に知見をお持ちの委員の皆様から青少年の様々な課題について御意見をいただきながら、青少年施策の総合的な審議を行い、大田区の青少年健全育成行政の推進に大きく寄与してまいりました。

本年度も、青少年が直面する課題について、委員の皆様より御審議をいただきたいと考えております。

新型コロナウイルスの感染状況でございますが、先日発出されました緊急事態宣言以降も依然増加傾向が続いております。コロナ禍において、人と人との交流が制限され、青少年の心身に与える影響が懸念されております。厳しい状況は依然続くと予想されますが、デジタル化の急速な進展をはじめとする新しい日常の中で、様々な場面において、これまでの手法を見直し、ICTを活用した新たな人との交流方法を取り入れるなど、創意工夫しながら、主体的に課題を克服していくことが大切でございます。

次代を担う子ども・若者、一人ひとりの多様性を尊重し、社会全体で見守っていく視点を大切にしながら、全ての子ども・若者が希望を持って健やかに成長できる社会

の実現に向け、本協議会において御審議をいただければと存じます。

昨年度は、本協議会においていただきました審議結果に基づき、計画名称を変更し、対象年齢を拡大の上、「大田区子ども・若者計画」を本年3月に策定いたしました。委員の皆様への御協力に心から感謝を申し上げます。

本計画に基づき、子ども・若者の育成、支援に関する様々な取組を各分野で推進するとともに、地域の皆様方や関係機関との一層の連携を進め、包括的な支援体制を強化しながら、更なる施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

子ども・若者は、大田区の未来を担う、まさしく希望であり、青少年の健全育成を担う本協議会における議論は、極めて重要であると考えております。

委員の皆様には、専門のお立場やこれまでの御経験などから、幅広く御意見をお聞かせいただき、青少年施策について様々な角度から御検討くださいますよう、お願いを申し上げたいと思います。

連日、今オリンピックが行われておりまして、昨日はスケボーで、13歳の青少年が見事金メダルということでございます。オリンピックを見ていると、選手の皆さんが、異口同音に言っているのは、まず家族に対してお礼をしているのです。本当に家族の応援、そして友人の応援、お友達の応援、恩師の応援、そういう支えがあって初めてあったという話がどの選手からも聞いております。まさに子どもの形成期において、そういうふうに、大人から温かく見守られるということが大変大きなことだと思っております。

そういった意味で、新年度になりましたけれども、ぜひ皆様の温かい御協力と、ご意見をどしどし言っていただいて、活発な委員会になりますことを心から御期待を申し上げます。私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

○今井地域力推進部長 ありがとうございます。それでは、委員の御紹介に入らせていただきます。

お手元の資料1、大田区青少年問題協議会委員名簿を御覧ください。本来であれば、お一人おひとりを御紹介し、一言御挨拶をいただくところですが、感染症対策により、会議の簡略化としまして、大変恐縮ではございますが、今回新たに委員となられた方のみの御紹介とさせていただきます。

はじめに、大田区議会議長、鈴木隆之さんです。

○鈴木（隆）委員 よろしくお願ひいたします。

○今井地域力推進部長 同じく、区議会副議長、岡元由美さんです。

○岡元委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 同じく、区議会地域産業委員会委員長、田村英樹さんです。

○田村委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 同じく、区議会こども文教委員会委員長、大橋武司さんです。

○大橋委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 続きまして、学識経験者選出委員を御紹介いたします。

大田区青少年対策地区委員会会長会会長、和田芳明さんです。

○和田委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 大田区自治会連合会会長、鈴木英明さんです。今日は、オンラインにて御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、大田区立小学校PTA連絡協議会会長、和光聡さんです。

○和光委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 大田区立中学校PTA連合協議会会長、木田臣さんです。

○木田委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 区民公募委員の東使勇樹さんです。

○東使委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 同じく区民公募委員の村尾陸さんです。

○村尾委員 よろしく申し上げます。

○今井地域力推進部長 関係行政機関に入ります。大森公共職業安定所所長、加藤辰明さんです。

○加藤委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 区関係職員としまして、大田区立小学校校長会会長、雨笠常宣さんです。雨笠さんは遅れての参加となります。

続きまして、大田区立中学校校長会、村上昭夫さんです。

○村上委員 はい、よろしくお願いいたします。

○今井地域力推進部長 副区長の玉川一二です。

○玉川委員 よろしく申し上げます。

○今井地域力推進部長 続きまして、区内4警察署長の皆様におかれましては、本日代理で御出席いただいております。

なお、本日、日本工学院専門学校副校長の遠山一明さんはオンラインで御出席いただいております。

委員の紹介は以上でございます。

続きまして、区側の職員を紹介させていただきます。

事務局の地域力推進部青少年健全育成担当課長、佐藤邦子です。

○佐藤青少年健全育成担当課長 よろしくお願ひいたします。

○今井地域力推進部長 その他、本日は関係部の職員が自席にて待機しております。

職員の紹介は以上でございます。

続きまして、青少年問題協議会について御説明させていただきます。

本協議会は、大田区青少年問題協議会条例に基づく区長の附属機関で、青少年健全育成の様々な問題に関わる総合施策の樹立、必要な事項の調査や審議、行政機関への答申などができる機関でございます。現在、29人の委員の皆様で構成しております。

委員の皆様におかれましては、本協議会の趣旨を御理解いただき、御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、ここからは議事に入ります。会長であります松原区長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○松原会長 それでは、まず本協議会の副会長の選任についてお諮りをいたします。

大田区青少年問題協議会条例第4条に基づき、副会長は委員が互選すると規定しております。

どなたか副会長に立候補いただく方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、恐縮です。どなたもいらっしゃらないようでございますので、大変恐縮ですが、私から副区長の玉川委員を推薦したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松原会長 どうもありがとうございます。それでは、玉川委員を副会長とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、大田区青少年問題協議会条例施行規則第3条に基づき、座長を指名させていただきます。

昨年に引き続き、永井委員にお願ひいたしたいと思っております。

永井委員は、教育学、社会学の研究を進めてこられ、現在、東京成徳大学子ども学部の学部長を務めていらっしゃいます。

本協議会の委員は、平成9年からお引き受けいただいております。

それでは、永井委員、よろしくどうぞお願いいたします。

○永井座長 ただいま御紹介いただきました永井でございます。青少年の問題は、非常に複雑化しております。地域、家庭がちょうど転換期にある時期で、大人の役割が改めて問われているということができると思います。

委員の皆様それぞれのお立場から御発言をいただきまして、私の力量不足を補って、実り豊かな会にさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に報告から始めたいと思っておりますが、報告の（1）ですが、少年非行の概況について、これは毎年第1回の協議会で御報告いただいていることですが、お願いできますでしょうか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 それでは、報告の（1）でございます。少年非行の概況につきましての御報告をさせていただきます。

本来でしたら、こちらは警視庁の大森少年センター所長、藤木所長に御報告をいただくところですが、本日、藤木所長がオリンピック・パラリンピックの警備の関係で御欠席ということでございまして、私のほうで、藤木所長からいただいております報告内容を代読させていただきます。

それでは、皆様の机上に配付させていただいております、こちらの「少年非行の傾向」をお開けいただければと思います。こちらの冊子を開けていただきまして、1ページ目から御覧いただければと思います。

それでは、代読をさせていただきます。本日は、オリンピックの関係で欠席をさせていただきます、申し訳ございません。大森少年センターからは、令和2年の都内における少年非行の概況について報告させていただきます。

最初に、配付させていただきました「少年非行の傾向」を御覧ください。これは、少年育成課で作成している資料となります。

1ページ目を御覧ください。このページは用語の解説となります。見ていただければ、お分かりいただきますので、後ほど御覧ください。

それでは、2ページ目を御覧ください。ここから昨年1年間の少年非行の傾向が記載されています。令和2年、都内において非行少年として検挙・補導した少年は4,202人で、前年と比べ546人、11.5%減少しました。平成22年からの11

年連続減少傾向が継続しております。不良行為少年は29,634人で、前年と比べ5,020人、14.5%減少しました。行為別では、深夜徘徊が20,056人で、約7割を占め、次いで喫煙が5,377人で約2割を占め、この二つの行為だけで約9割を占めます。

刑法犯少年は3,154人で、前年と比べ444人、12.3%減少しました。これも非行少年と同様、平成22年からの11年連続減少傾向が継続しております。特別法犯少年は597人で、前年と比べ9人、1.5%減少しました。減少はしたものの、大麻取締法違反の検挙人員が平成7年以降最多となっており、注意が必要です。ほかの詳細は、後ほど資料を御覧ください。

では、大田区で見ますと、こちらの資料ではないところがございますが、大田区の概況を御報告いたします。非行少年として検挙、補導された少年は233人で、前年と比べ17人、6.8%減少しました。不良行為少年は1,206人で、前年と比べ272人、18.4%減少しました。

その要因の一つが深夜徘徊で、253人減少しております。新型コロナウイルスの関係で外出を控えた影響かもしれません。刑法犯少年は157人で、前年と比べ11人増加しました。中でも、凶悪犯が8人増加しており、強盗、放火、強制性交等の犯罪であり、今後も注意が必要です。

特別法犯少年は28人で、前年と比べ18人減少しました。しかしながら、大麻が3人と覚醒剤が1人増加しており注意が必要です。

以上が、昨年の概況となります。

警察といたしましても、関係機関と連携を強化し、情報の吸い上げ、児童の安全を最優先とした対応に努めてまいります。

今後も、本日お集まりの協議会委員の皆様方には、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。大森少年センターからの報告を終了させていただきます。

大森少年センター所長からの御報告は以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。東京都全体、それから大田区でも、数そのものは減っているということですが、大麻の問題が、それから凶悪犯は大田区でも増えてはいるということですね。

それから、お手元の資料のほうで、虞犯少年は増えているという傾向が示されているということでしょうか。全体としては、減っているという傾向だけれども、その中

で心配なことももちろんあって、どう対応していくのかということも課題にはなるというお話だったと思いますが、ただいまの御報告に関して、御質問、御意見等はいかがでしょうか。どんなことから口火を切っていただいても構いませんが。いかがでしょうかね。

日ごろ青少年との関わりの深い委員の方などから、実感としてはどうだというようなお話もいただけたらと思うのですが、何かございましたらぜひ御発言をいただきたいと思います。御質問でも結構ですが。

○佐藤青少年健全育成担当課長 追加で説明をさせていただきます。

先ほどお配りしております「少年非行の傾向」でございます。

15ページをお開けいただきますと、過去10年における非行少年等の検挙補導状況が折れ線グラフで書かれております。こちらのピンク色の真犯少年が近年増加傾向にあるということでございます。

令和元年から2年にかけては減少になっておりますが、その前は過去数年にわたって増加傾向にあるというところがございます。先ほど座長から増加傾向といった御指摘があったかというところがございます。

真犯少年というのが何かといったところですが、1ページ目にお戻りいただきまして、一番上から三つ目の白丸にございます真犯少年につきましては、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来罪を犯して、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年を指すというところがございますので、そういった傾向のある少年が近年増えているというところが見てとれるというところであるかと思えます。

また、もう一つ、机上にお配りさせていただいております「大田区再犯防止推進計画」、こちらはA4判の冊子でございます。こちらもお開けいただければと思います。こちらは、大田区におきまして、昨年度策定されたものでございます。こちらの2ページ目と3ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、大田区を取り巻く状況が書いてございまして、大田区の中での再犯率などが書かれているところがございます。

特に、3ページ目の(4)でございますが、薬物事犯の推移が書いてございます。薬物事犯に関しましては、先ほどの「少年非行の概況」と同じように、覚醒剤の検挙数が減ってはおりますが、大麻の検挙数が挙がっているというところで、特に平成3



0年と令和元年を比較していただきますと、ピンク色の棒グラフが30人から33人に増えているというところで、こちらのピンク色の棒が、大麻取締法違反の検挙数ということでございます。

その一方で、青色の棒グラフが下がってきていまして、この青色の棒グラフが覚醒剤取締法違反による検挙数でございますので、覚醒剤が下がってきていて、大麻が上がってきているというところが、大田区においても見られるというところでございます。

○永井座長 ありがとうございます。丁寧に補足していただいてよく分かったと思いますが、何か御質問はいかがでしょうか。特に御発言がないようでしたら、今日は大森少年センターの所長が御欠席ですので、何か御質問等がありましたら、7月末ぐらいまでに事務局に御連絡をお願いできれば、いただいた質問について事務局から所長に照会していただいて、皆様に回答していただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして、令和2年度青少年問題協議会の実績報告でございます。これも青少年健全育成担当課長から御報告をお願いできますでしょうか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 それでは、資料1の次に入っております実績報告をお開けいただければと思っております。資料2番でございます。

私からは、令和2年度の本協議会の実績につきまして、資料2をもとに御報告をさせていただきますと思います。

昨年度は、子ども・若者計画の策定を年間テーマといたしまして、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変動や国や東京都における動向等を踏まえまして、皆様方に御審議をいただきました。

こちらに書いてございますように、協議会は、第1回を7月に行いました。第2回は11月に行いまして、第3回を令和3年3月に実施させていただきました。その間、計画を策定するのに当たりまして、3回の小委員会、それから3回の専門部会を開きまして、策定の作業を進めさせていただいたといったところでございます。御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

こちらに書いてございますように、本協議会におきまして、「困難を有する子ども・若者に対する地域における支援のあり方」という形で講演会を実施させていただきました。育て上げネットの井村氏に御登壇をいただきました。

また、第3回の協議会におきましては、「困難を有する若者の実態と地域支援ネッ

トワーク整備について」ということで、中央大学文学部教授の古賀正義氏に御登壇をいただきまして、御講演をいただき、皆様方より貴重な御意見を賜りました。社会全体で子ども、若者の成長を見守っていくということの重要性につきまして、皆様方より御提言をいただいたところでございます。

昨年度の本協議会の実績報告は以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、ほかの委員の皆様から何か御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、これから審議に入らせていただきます。今年度のテーマは、次第にありますとおり、「困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目のない支援及び地域ネットワークの強化」となっております。昨年に引き続いてですが、困難を有するということと、子ども・若者ということと、その家族ということ、切れ目のない支援ということと、それを地域ネットワークの強化という立場から考えていきたいということでございます。これについても、青少年健全育成担当課長から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤青少年健全育成担当課長 今、座長から御指名いただきました審議でございますけれども、審議の前に、一つ前の第六次計画の実績の報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永井座長 一つ失念してすみません。じゃあ、第六次の計画の御報告をお願いします。

○佐藤青少年健全育成担当課長 それでは、皆様のお手元でございます資料3をお開けいただければと思います。

まず資料3-1をお開けください。こちらは、今回策定いたしました子ども・若者計画の一つ前の計画でございます。平成28年に策定されたものでございまして、計画期間が5年間で最終年度が令和2年度でございまして、最終年度の報告と併せて、計画全体の評価をいただければというところで、報告をさせていただくという次第でございます。

本計画については、6歳から20歳までを青少年期と捉え、本計画の対象年齢となっております。前回の計画は、対象年齢がこういう形であったというところでございます。

資料3-1をさらにおめくりいただきまして、4ページ目と5ページ目を御覧いた

だければと思います。4ページ目に計画の体系が書いてございます。基本目標を3本、それに紐づく個別目標をそれぞれここに掲げさせていただいておりまして、それぞれの個別目標に関連する事業が5ページ目以降に記載されているというところでございます。5ページ目以降の各事業につきまして、こちらはゴシック体になっているものを重点事業と置くということで策定したものでございます。この重点事業について、このゴシック体の重点事業について、まず実績の御報告をさせていただきたいというところでございます。

資料3-2をお開けいただきますと、それぞれの重点事業の評価シートをそれぞれの事業ごとにつけさせていただいております。こちらの個票は令和2年度、最終年度の事業評価を各所管課において記載をさせていただき真ん中に評価を数字で記載してございます。

評価段階につきましては、最初の1ページ目の裏面に書いてございます5段階評価で評価をしております。

こちらの個票は、後ほどお目通しをいただければと思います。

続きまして、資料3-3でございます。関連事業についての実績報告でございます。資料3-3は重点事業以外の関連事業全てを抽出したものでございます。それぞれの関連事業の5か年の事業結果をこちらに実績報告という形で載せさせていただいております。こちらにつきましても、後ほどお目通しいただければと思います。

それから、資料3-4でございます。その中の重点事業についての5か年の実績の総括でございます。資料3-4をお開けいただければと思います。

資料3-4、1ページ目裏面に書いてございます指標の達成状況、A、B、C、D、Eとございます。その後、総合評価A、B、C、D、Eと書いてございまして、それぞれの評価段階が記載されているというところでございます。特に資料3-4につきまして、かいつまんで御報告をさせていただきたいと思います。

資料3-4をお開けいただきまして、左上に書いてございますモノサシ指標でございますが、こちらは平成28年度を現状値と置きまして、目標年度、右側に行ってくださいと目標値とありまして、目標値、令和2年度、目標値をどこに置くかといったところで、最初、指標化しておりました。

こちらに関しての実績ということで、この5か年におけます平均値をその目標値からどのように上回っていったか、また下回っていったかといったところで、評価を指

標達成状況という欄のところで、A、B、Cという形で入れさせていただいております。こちらは、客観的な数値としての評価でございまして、その隣に書いてございませぬ総合評価は、その客観的な数字だけで測れない部分も含めての総合評価といったところで、A、B、Cをつけているというところでございます。その隣に書いてあります総括、総括に書いてありますものは、この事業全般を見て出ていた、5か年やってきて出てきた課題、またそれを踏まえての今後の取組方針などがこちらの総括に書かれているというところでございます。

具体的には、一番上に書いてありますI-1-3、食育の推進、基本的な生活習慣の確立の事業につきましては、モノサシ指標を中学校における、朝食を摂らない人数の割合と置きまして、平成28年度2.6%、こちらを見ていただくように、少しずつ上がってきているというところでございます。令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルスの関係で未実施といったところございましたので、実施いたしました3か年の平均値で目標値と比較をしたというところ、目標値よりも上回っているということで、指標の達成状況、それから総合評価もBという形で評価をさせていただいております。

次の段の精神保健福祉相談につきましても、御覧いただいたとおり、目標値を大きく上回っているという実績でございまして、相談実数が増えているということです。社会情勢の背景もございませぬけれども、こういった実数が増えているといったことで、評価のほうはAという形で入れさせていただいているというところでございます。

また、裏面を御覧いただければと思います。裏面の一番上でございますが、児童虐待防止ネットワークの充実につきましては、こちらはなかなか数値化できないと。虐待防止に関しての地域ネットワークとしての取組といったこと、数値化が事業の性質上難しいということでございまして、こちらのほうはハイフンという形になってございまして、その結果、達成状況はEということで、測定不可ということでEという形になってございまして、しかしながら、事業自体としましては、新たな巡回支援事業などを開始しているというところ、虐待防止ネットワークの充実を図っているというところ、事業の推進は実施しているというところ、総合評価はBというところに入れさせていただいているというものでございませぬ。

重点事業を中心といたしまして、こちらのほうを総合評価という形で御報告をさせ

ていただきたいと思ひます。

続きまして、資料3-5になります、こちらは新しい子ども・若者計画の推進についての御説明になります。本計画は、こちらの協議会を中心とし、審議をいただき、策定を進めてまいりました。新おた重点プログラムを上位計画とし、関連する分野別の個別計画との整合を図りながら策定したものでございます。

資料をお開けいただき、44ページを御覧いただきますと、資料3-5の44ページでございますが、施策の体系でございます。

今回、新たに策定いたしました計画の体系でございます、こちらにつきましては、前回の体系とさらに比較しまして、個別の目標が本数として増えているという点、また、支援に関する目標を新たに設定しているということでございまして、個別目標のほうを見直ししまして、本数が増えているというところでございます。

その中でも、Ⅲ-4でございますが、一番下から2番目でございますが、多様な団体が連携・協働する地域づくりを進めていくということでございまして、またⅢ-5、ネットワークの構築と相談体制の充実など、新たに設定させていただきました個別目標もでございます。

こういった目標を掲げまして、今後推進していくというところでございまして、114ページでございますが、区における計画の推進体制につきましては、こちらの協議会で本編、こちらの計画の関連事業の御報告をさせていただきながら、評価をいただき、見直し等を図ってまいりたいというところでございます。

本計画についての推進については、以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。ただいまの御報告の内容、実績報告と評価ですが、これについて何か御質問、御意見等はいかがでしょうか。どんなことでも結構ですが。かなり資料がたくさんありますので、ちょっとお目通しいただくのも大変かと思いますが。重点事業の実施状況評価で、例えば、Dというようなものがあると思いますが、この辺りについてはどうでしょうか。今後に向けてということも含めて、説明をしていただくことができますでしょうか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 はい、資料3-4でございますが、Dが入っておる事業ですね。こちらは、地域力推進課の事業でございます。小学生対象及び中高生対象のリーダー講習会ですね。こちらがDということになっております。こちらは、新型コロナウイルスの影響により、実施ができなかった年度はございますものの、それ以

外の年度を見ても、定員に対する参加率という指標でいきますと、実数としては下がっているというような傾向がございます。ですので、指標として見た場合、目標値に達していないということでD判定ということになっております。

しかしながら、こちらの指標の置き方も、一つ見直しが必要かと思っておりますけれども、コミュニケーション能力の向上を図り、地域の担い手となるリーダーを育てるというような目標に置かれてのこちらの事業ということでございますので、数字で見えていくということにしても、参加なさった方々の行動変容がどうであったか、意識変容がどうであったかとか、内容について少し見ていけるような指標化というものが今後必要になろうかと思っております。当然、参加率の上昇も必要な部分であるかと思いますが、こちらに加えて、事業内容、プログラムの見直しも含めまして、アンケートなどを取りまして、内容の見直しも含めて今後図ってまいりたいというところでございます。

○永井座長 それぞれに関連する活動に御参加いただいている委員の方もいらっしゃると思うのですが、何か御発言いただけるようなことがあったら、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡元委員 すみません、ちょっと質問をさせていただきます。I-1-3の重点事業1の中学校における、朝食を摂らない人数の割合というところが、平成28年度は2.6%で、29年度が3.1%、30年度が3.2%で、摂らない人の割合が増えているというふうにこれは読んでいいのですか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 失礼いたしました。そのとおりでございます。

○岡元委員 それに対して目標値が2.3%ということで、本来は減っていかなければいけないところが、年々増えてしまった。令和元年度、令和2年度はコロナの影響で調査ができていないということで、これについての評価がBというふうに、いわゆる当初のスタートよりも悪くなってしまったことでのBという評価というのは、どういうふうに判断されましたか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 そちらについて、指導課のほうで評価をさせていただいているところでございますけれども、総括として、課題があるといったところで、食に対する指導を着実に実施することはできたものの、教諭全体の指導力向上を図る必要があるということでBということですが、そうですね、ほぼ目標どおりといった成果がBというところでございまして、2.3%には届いてはいないものの、

ほぼ目標どおりといった判定を指導課のほうで行っているというところがございます。ある意味、数字に関しては、現状からあまり変化がない場合がCで、現状値より悪化しているものがDでございますので、こちらの客観的な評価で言うならば、こちらは悪化しているというふうに見てとれるところがございますが、指導課のほうは、本日ウェブで参加いただいておりますので、指導課から、ちょっと説明をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○秋山指導課指導主事 失礼します。1-3でよろしいですか。1-3。

○佐藤青少年健全育成担当課長 I-1-3について、御説明をよろしく申し上げます。

○秋山指導課指導主事 ちょっと大変申し訳ないですが、食育のことについてになるので、確認が必要かなというところがあります。今ここでお答えするというのは難しいと。大変申し訳ございません。

○佐藤青少年健全育成担当課長 申し訳ございません。こちらにつきまして、確認いたしますというような回答でございましたので、確認しまして、また別途御回答をさせていただきたいと思っております。

○秋山指導課指導主事 失礼いたします。

○永井座長 ほかにはいかがでしょうか。

○加藤委員 すみません、座ったままでよろしいでしょうか。ハローワーク大森の加藤でございます。配付されております資料3-4の裏面の個別目標7のこのII-7-3ですかね。重点事業16というところで、生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの取組が書かれております。評価自体が相談件数の部分が相当昨年多くなっているということで、これがAになっているのかなというふうには承知をしているんですが、ハローワークもこのJOBOTAと協力をしながら、もちろん若者も含んでおりますけれども、特に住居確保給付金の対象者の皆様などの就労支援をしております。昨年度、かなり人数が増えた関係で、今年の年度当初、区長にお会いしたときにもJOBOTAとの連携をというようなお話をいただきまして、その後JOBOTAからもハローワークのほうで引き続き誘導していただいておりますので、ここは継続して協力していきたいと思っております。

先日、私も個別のケース会議に参加させていただいたんですけども、やはり対象となるケース会議の対象者に若年者が結構いらっしやいまして、かなり複雑な背景をもって、このJOBOTAに相談に来ている方が多くいたと感じております。やはり、

若者の個別のいろいろな複雑な背景を支えるのに、関係する多くの機関の方の協力がこれは不可欠だと思っております。ケースによって、いろいろと関わりを持つところが違ってくるとは思いますが、やはり若者の将来を見たときに、就労に結び付けるというものは非常に重要だと感じておりますので、ハローワークも協力をしていきますし、まだしばらくJOBOTAのほうの相談人数も多いと思っておりますので、ぜひこのJOBOTAの相談の体制も区のほうでぜひ充実をさせていただきたいなと思っております。

施設等も増やしていただいたということは聞いておりますが、一人の就労支援相談員の方が抱える人数もかなり多いというように聞いておりますので、そこがあまりキャパが大きくなり過ぎると、十分な相談が行えないと思っておりますので、その辺はJOBOTAの現状等を区のほうでも十分把握をしていただきまして、しっかりとした相談ができる体制を引き続き構築していただきたいと思いますなど、このように考えております。以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。これは、もう目標値に比べて、令和2年度が突出して多い数になっておりますよね。機関の協力が大事だと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。何かございませんか。

○曾田委員 恐れ入ります。委員の曾田多賀でございます。今資料の3-4の裏面の個別目標4の児童虐待防止を進めますというところのII-4-1とII-4-2というのが書かれておまして、児童虐待防止ネットワークの充実ということで、目標値の数値化ができないという御説明でございました。

総括を読ませていただきますと、要保護児童対策地域協議会として関係者会議を開催する。それから、30年度からは、関係機関を訪問して、情報の収集を行う巡回支援事業を開始したと。そういうことで、児童虐待防止ネットワークの充実を図ったというふうに総括しておられますけれども、やはりこの児童虐待防止ネットワークということをお考えますと、やはり例えば、家庭とそれから医療機関とか、あるいは、子どもを育てる保育園とか、幼稚園とか、小学校とか、そういった子どもに関わるいろんな機関のこのネットワークを進めるのかなというふうに、そういうのがとても大事じゃないかなと思うわけですね。そういう機関のネットワークが充実して、虐待される子どもさんを発見するとか、あるいは問題のある家庭を早く発見するとか、そういうネットワークをつくっていただきたいと思うのですが、その辺のこととの絡みで、もうちょっとここをどういう事業をやったのか、今後どうされるのかという



辺りをお聞きしたいと思うんですけど。

- 佐藤青少年健全育成担当課長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。こちらにつきましても、子ども家庭支援センターの所管になっておりますが、本日、児童相談所開設準備担当課長がウェブで参加しておりますので、そちらの児童相談所開設準備担当課長のほうからウェブにて御回答させていただきたいと思えます。

増田課長、いらっしゃいますか。

ちょっといらっしゃらないようですが、御指摘いただきました、家庭や医療機関、保育園等、関係機関等が一堂に会して、ケース検討会議などを行う機関といたしまして、要保護児童対策地域協議会といったものがございます。こちらは、児童福祉法に基づく協議会でございます、こちらの協議会の中でそれぞれの関係機関がそれぞれのケースに関して、どのような役割で支援を行っていくのかといったものを児相や警察や民生委員など様々な方々が集まってケース検討会議などを行う協議会がございます。そういった協議会も、大田区においては設立をさせていただいております、その中でこれまで虐待防止に関して検討を進めてきたというところがございます。ただ、詳しいことにつきましては、開設準備担当のほうから回答させていただきたいというところがございますけれども、増田課長はいますか。

- 増田児童相談所開設準備担当課長 ビデオのほうが動いていないようですけれど、申し訳ありません。この子ども家庭支援センターがどういった実態で書いたのか、私のほうでは把握してございませんで、ここの総括に書かれた内容については申し訳ないですけれども、ちょっと詳細はお答えできないということになります。ただ、今、青少年健全育成担当課長のほうからお答えさせていただいたように、児相の開設に当たりましては、地域との連携が非常に重要だと考えておりますので、民生児童委員の皆さんですとか、関係機関である小学校、保育園、幼稚園、児童館とも連携を図りながら、児童虐待の防止を進めてまいりたいと考えております。

- 永井座長 ありがとうございます。児童虐待がこれだけ問題も深刻化してきている中で、具体的にこういうふうに入れたというお話につながっていければいいかなというふうに思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

- 田中委員 青少年委員の田中と申します。よろしく申し上げます。この評価ですが、個別目標のリーダー講習会、成人対象とか、小学生対象とか、こういった内容については、参加者が増えていいことだと思えます。

ですが、先ほどから出ましたJOBOTAの相談件数とか、I-2-4の精神保健福祉相談というのは、目標値の人数があつて、それより人数が増えていることが計画を上回る進捗と。本来、いい環境であれば、そういう相談件数が減るほうが好ましいのかなと私は思うのですね。それを目標値を上回っていることが、実績としてお仕事でされているということは理解できますけれども、相談される方が増えているという状況がいかげんなものかなというふうに感じるものですから、この評価の仕方自体がちょっと私には素直に喜べないなというところがございしますが、皆さんどう思われますでしょうか。

- 永井座長　そうですね。御苦労いただいておりますが、指標の取り方がなかなか難しいと思いますが、増えているからいいということとも言えないような、本来あまり増えないようにできれば、そのほうが青少年の方にはよかったということですよ。そういう御指摘だと思いますが。

では、もう一人、公募委員の方で、ぜひ御発言をお願いします。

- 東使委員　公募委員の慶應義塾大学の東使と申します。資料3-4の個別目標4、コミュニケーション能力の向上を図るというところに対して、質問2点と意見ということで1点お話しさせていただきたいのですが、まず、前提として、目標4のコミュニケーション能力の向上を図るためのリーダー講習会というところで実施されているところかなと思うのですが、僕自身感じたのは、コミュニケーション能力を図るというものを他人と底上げ的に行うのであれば、リーダー的な存在よりも、むしろそれよりも下のリーダーをやったことのない人たちに対する視点を打ったほうがコミュニケーション能力というのは底上げされるのかなと思っていて、コミュニケーション能力を有する青少年というものを増やすということであれば、そのリーダー講習会というものは有益かなと思っておりますが、そういったところで、なぜこのリーダー講習会というものをされている意義だったり、目的というところをまず1点お聞きしたいのと、2点目に、これを見ると、参加する人数が減ってきているというところがあると思うんですけれども、実際にどのような小学生がこれまで参加されたのかというところが1点気になっていて、そのリーダー講習会というものもリーダーというものに興味を持って参加している小学生というものがほとんどなのか、それとも、そうではなくて、やってみたいけれども、またやったことがないみたいないろんな層があると思っておりますが、どういった層にこういったリーダー講習会というものが適しているのかと

か、需要があるのかというところを見極めていくことが一つ大事なのかなと思っているので、もしそういったところが分析できていれば、お聞かせいただきたいなというところですよ。

あともう1点、総括のところでは書かれていますが、今後はコロナ禍におけるプログラムの企画・運営を検討し、地域で活躍するジュニアリーダーにつなげていくというところで、僕自身も大田区の中学校で生徒会長とかもさせていただいていたんですけど、地域で活躍するジュニアリーダーという定義がまずちょっと難しいというか、分かりにくいなというところがあって、例えば、僕自身も海外派遣で参加させていただいて、それぞれの中学校のいわゆるリーダーとか、生徒会長とかをやってきた方々が参加するような事業に参加させていただいて、その中ではそういったジュニアリーダーという方が多く参加されていて、それを発揮する場というものが海外派遣であったかなと思っているのですけれども、なかなか地域で活躍するジュニアリーダーというものがどういった定義で実施されているのかというところと、あとは、こういった地域で活躍するジュニアリーダーを育成するためには、何かやはりそういった小学生というよりも、地域で活躍するということであれば、中学生のほうが当てはまるのかなという、これは肌感なんですけれども、意見として持っていて、より小学生、中学生が主体的に実践して行えるソリューションというか、施策というほうを打っていったほうがいいのかと思っています、それは東北でも最近行われているものですけども、行政だったり、営利・非営利セクター、様々なセクターが絡まっている状態で、中学生が地域の課題に対して課題解決を行っていく、実際を通した課題解決を行っていくというほうが、より経験としても積めますし、地域の課題解決に若者、青少年というものが直接的に関与できる。そういった取組のほうが、より有益なのかなという、これは個人の意見として思ったので、発言させていただきました。以上です。

○永井座長 ありがとうございます。今の点はどうですかね。

○木田委員 すみません、今の用語のことですが、リーダー講習会（小学生対象）というのは、僕らはリトルリーダーと呼んでいるんですけども、それは小学生がその中のリーダーを新たに育てるというか、芽生えさせるための会で、年間に数回あるもので、その子たちが中学生に上がったときに、「リーダーってこういうものなんだ」というのを少し感じてもらったら、今度はジュニアリーダーという中学生と高校生のつながった部活のような、それをジュニアリーダーと呼んでいて、一般的な用語とはち

よっと違うのかもしれないんですけども、ある会の名称として、ジュニアリーダーという言葉が使われていることがあります。

ですので、この場合は、中学校に上がったリーダーたちは、その中学生たちが小学生のリトルリーダーを育てるという役割を今度は担って行って、部活の後輩を育てるような関係として、できるだけ大人はちょっと離れて見て、子ども同士で成長していくというのを見守る活動になっています。そういったところで、初めの一步と、次にリーダーになれるかなという段階があるということをやっと補足させていただいた形です。

○永井座長 ありがとうございます。そういうふうに進めているということもあるんですね。では、いかがでしょう。ほかにはいかがでしょうか。何かございますか。では、もう一人お願いします。

○和田委員 青少年対策委員会の和田です。ちょっと補足ですが、あくまでも小学生対象のリーダー講習会というのは、我々が各地区ごとの、新井宿でしたら、入新井第二小学校と入新井第四小学校に募集をかけるのですが、一番影響するのがやっぱり学校なんですね。学校の先生がどういう考えで、どういう方向で、子どもたちをリーダーとして育てようとする意識が高いと、その年の受講生はすごくいいですね。学校のほうの方針というか、気持ちが「ああそんなのもあるんだな」と思うと、どんと下がるのですね。特に小学生は。

さっきお話がありましたように、小学生対象のリーダー講習会では、小学生が中学校、高校でのジュニアリーダーとして育てるために、中学校、高校のジュニアリーダーが小学生に教えていく。その上を高校、大学の、それから成人のリーダーたちが指導していく形で、下から上へ順番に育てていこうというのがこのリーダー講習会です。さっきお話ししましたように大人は講習会を行うに当たってあまり口は出さない。なるべく子どもたちの企画、立案、進行を優先する指導でやっております。それによって、指導力を、子どもたちの指導力を高めていこうという形で進めております。こんな感じでよろしく願いいたします。

○永井座長 はい、ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか。では、ちょっと説明していただけますか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 会長にも補足の御説明をいただきましてありがとうございます。先ほどの東使委員からいただいた御質問について、簡単に御回答させてい

ただきたいと思います。

先ほどの意義とか目標、目的に関しましては、先ほど会長などから御説明いただいたとおりであるということでございます。やったことのない、そうですね、割とリーダーに興味を持つか否かも別として、まず参加してみて、それで一つ一つ自主性を長い目で見て育てていく、そういった事業であるかなというふうに思っております、すぐさまの行動変容、意識変容はなかなか見出せないものの、これは長期的なスパンで見たときに、やはり何かしらの成長が見てとれるというのが、やっている側としては感じているというところでございます。そこが、なかなか数値化することが難しいというところがございますので、今後、アンケート調査などをやってみたり、そういった調査の形で少し指標化が何かしらできないかということが、今後見直しのほうに進めていきたいなと思っております。

地域で活躍するジュニアリーダーでございますけれども、先ほど御指摘いただいたことは非常に貴重な御意見だなということで伺っておりましたが、例えば、NPOでしたり、地域活動に対して主体的な参加といったものを流していくというような形で、地域における活躍の場を増やしていくというのは、非常に御指摘のとおりかなというふうに思っております、今後ちょっと進めていこうと思っているところでの居場所などで、居場所を構築していく中で、地域活動にこのジュニアリーダーが主体的に参加できるような手立てを今後検討していく必要があるように今伺って感じたところでございますので、今後の課題として、こちらのほうは捉えさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○永井座長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうかね。大人の働きかけと青少年の自発性の関わりの問題とか、参加してくれない、なかなか参加してくれないような青少年にむしろいろんな場を設けていきたいという話は、これまでもこの協議会の中でしばしば出てきている話だと思いますが、そういうことも含めて、指標の在り方みたいなものを、これはなかなか難しいと思うんですが、少しまた議論ができるような機会があったらいいのかなというふうに思います。

それで、もう既に内容に入っておりますので、次の審議事項等に関わっているわけですが、今いろいろと御議論いただいたようなことも含めまして、それでは、今年度のテーマについての御説明のほうに移らせていただきたいと思いますと思うのですが、これについては、また青少年健全育成担当課長ですが、お願いできますでしょうか。

○佐藤青少年健全育成担当課長 それでは、資料４－１に基づきまして、今後の施策につきまして審議をいただきたいと思っております。今回、テーマとさせていただいておりますこちらの内容につきまして、資料４－１に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

近年増加しております、困難を有する子ども・若者、こちらの方々に対しての相談体制の強化といったものが、昨今、国においても指摘されているといったところでございます。

４－１の内閣府の通知から抜粋させていただいたものでございますが、重層的支援体制の整備事業としまして、地域が一丸となって、社会全体として包括的に支援を行っていくような体制の強化が必要であるというようなものでございます。

一番上の四角の一番上の丸に書いてございますが、相談者の属性や世代や相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止めていくような体制が必要であるということが書かれております。

下の図にございますが、図の真ん中にございます相談・支援業務とございます。こちらに、子供・若者育成支援施策というものがございまして、特に制度の狭間に陥って、なかなか困難を有している若者に対して支援の手が届かないような、そういった方々に対しての包括的な相談支援体制、相談を受け止めていくような体制が必要であるということで書かれております。

左下に書いてございます参加支援事業でございますが、相談で受け止めたニーズに基づいて、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とつながっていくための支援を行うということで、社会参加に向けた支援を行うと。こちらは、先ほど御指摘いただきましたような参加支援事業として、ここも強化していく必要があるであろうというところでございます。

同時に、右側にアウトリーチ等を通じた継続的支援とございますが、相談で受け止めた困難事案について、しっかりとアセスメントした上で、それぞれの所管部局につないで継続的に支援を行っていく必要があるだろうというところでございまして、支援という方向性と地域社会への参加を促していくということで、そこから少しずつニーズにつなげていくというようなアプローチ、こちらの二つのアプローチが同時に必要であろうというところで記載されているものでございます。

次に、資料４－２を御覧いただければと思います。これは、平成２２年４月１日施

行の子ども・若者育成支援推進法が施行された当時の資料でございます。こちら内閣府のホームページから抜粋させていただいておりますが、左下でございます、子ども・若者総合相談センター、こういったものの設置と、そこから右に書いてございまして、真ん中に丸が書いてございますが、子ども・若者支援地域協議会の設置、この二つの機関の設置が法律において定められておりまして、非常に重要であるというところと言われておったところでございます。この機能が先ほどの4-1にございました、子供・若者育成支援施策、子若センター、子若協議会を指すものでございまして、こちらの子若センター、子若協議会が重層的な支援体制の中の一つの機能として、重要な位置づけを有するというところで国のほうでも指摘がなされております。

今後、こういった背景がございますので、こちらについての本区におきましての方向性についても御審議をいただきたいと思っております。

参考までに資料4-3をつけさせていただいております。4-3は、東京都の取組でございまして、若者総合相談センター、若ナビαの概要でございます。こちらは、相談対象としましては、おおむね18歳から35歳未満の若者、またその家族等ということで、その方々に対する相談窓口というところでございます。

1枚おめくりいただきまして、左上にあります相談方法でございますが、メール、電話、またLINEなどの相談、それから対面での面談なども行っておりまして、そういった形で下を書いてございますが、実績が書いてございます。年間の延べ相談件数は8,039件というところでございます。こちらは、ツール別の相談件数は電話、メール、面談とございますが、LINEの相談がこの当時はまだできていなかったのもので実績がないのですけれども、これはまた新しく2020年の6月1日からスタートしている事業でございます。

右側の3ページ目のほうを御覧いただければと思っておりますが、相談者の傾向でございます。非常に小さくて、見づらいかと思っておりますけれども、年代別を御覧いただきますと、20代前半が26%、20代後半が21%ということで、20代が47%を占めています。また、30代につきましては、前半が21%、後半が10%で31%を占めているということで、相談にいらっしゃっている方々のおおむね7割近くが20代から30代が占めているというところでございまして、この年代層のニーズが非常に高いというところが見てとれるかと思っております。

また、下の相談者の傾向を見ていただきますと、相談の内容は自分自身に関するも

のが50%を超えております。次に仕事関係といったところになっております。紹介しています機関先でございますが、教育、福祉、保健がそれぞれ10数%というところでございます、対象外となっておりますのが36%ということでございますので、紹介機関というものが定まらないような悩み、そういった悩みも結構多いということが受け取れるかと思えます。また、相談ツールは、電話が89%を占めているというところがございます。

一番最後の4ページ目を御覧いただきますと、相談が二極化しているというところがございます、こちらの相談にアクセスしてくる若者は複合的な課題を抱える若者と孤立した若者に二分化されていると。特に、孤立した若者については、ただ話を聞いてほしい、自分の存在を認めてほしい、アドバイスや支援は求めているというような内容が匿名で話せるという気軽さからLINEや電話、メールなどの相談で増えているといったところがございます。そういったことが背景としてあるというところがございます。

また、資料4-4でございますが、これは豊島区の実施でございます。「アシストしま」というものがございます、子ども・若者の総合相談窓口ということでございます。下のほうの図でございますが若者支援、右側でございますが、18歳から39歳ぐらいを対象としましての若者支援を行っておりますというところがございます。

次に、資料4-5を見ていただければと思えます。資料4-5が相談者の健康でございます。左上が東京都、上段の右側が豊島区、下段が世田谷区「メルクマールせたがや」の相談内容の主訴別分類でございます。特に、こちらの下の下段でございます、世田谷区の総合支援センターにつきまして御覧いただければと思うんですが、本人からの相談、こちらにおける主訴は対人関係が35%、就労・就学が31%ということで、おおむねこういった悩みが多いといったところがございます。家族からの相談も受け付けておりまして、家族関係が34%、就労・就学が35%ということで、おおむねこういったものの相談が多いというところがございます。紹介機関につきましても、就労が23%、就学が17%というところで、就労や進学に関する相談などが多いというところが見えるというところがございます。

こういった背景がございます、こういったものを背景としながら、今後大田区においてどのような取組が必要であるかといったところにつきまして、皆様方より御意見をいただければと思えます。どうぞよろしく願いいたします。



○永井座長 ありがとうございます。まずは、今の御説明について、何かもう少し伺ってみたいようなことがあれば、御自由に御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようでしたら、家族ということも含めて、あるいは、それに支援という視点からすると、地域ネットワークとか、居場所をどう確保していくかという問題も含めて、御自由に御発言をいただきたいと思いますが。では、お願いします。どちらからでも結構です。

○和光委員 小学校PTA連絡協議会の和光でございます。よろしく申し上げます。この居場所について、僕も二つあって、小学生は僕が見ているので、ちょうど。公園とかで、ちょうど子どもたちが遊んでいると、コロナ禍でうるさいだの、何か指摘をすぐもらったりしてしまいます。マスクをしていないのにいいのかとか、逆にマスクをしていていいのかとか、何というんですか、あとは、そのちょっと前であれば、子どもがすごく遊んでいたんですね。走って鬼ごっこをしていたら、鬼ごっこをしてはいけないだの、それは多分小さい子が近くにいたからかもしれないんですけども、鬼ごっこをしてはいけないと言われて、じゃあじっとしていようというって、そこでスイッチみたいなゲームをやっていたんですね。ゲームをやっていたら、何でそこでゲームをするんだと指摘されたり、じゃあ僕らはどこで遊べばいいんだという、すごく悲しい思いをしているというって、マンションの下とかで遊んでいたら、こんなところで遊ぶと言われて、家にいたら、家で遊んでいないで外へ出ていきなさいと言われて、何かすごく、今ここには載っていないんですけども、すごく低学年から居場所というのが、いづらい環境、何か認めてくれないというか、寛容でないというか、だんだん学校行事もだったり、運動会もすごく周りに気を使って、うるさくしてすみませんみたいなことを言っていると、何かすごく寂しいなという思いがあったりして、もうちょっとそこら辺を手を組んでやっていけたらなという思いがあるというのと。あと、昨年ですよね。昨年、大田区で虐待による死亡事故があったと思います。そういった片親の方、シングルマザーだったり、シングルファーザーの方に対しての御支援であったり、あとは、手を差し伸べる場所というのがもうちょっと分かりやすかったり、何かみんなで働きかけができる、隣の醤油を借りるではないんですけど、そういうものができたらいいなという思いがあるんですけども、そういったところに手が届くような施策をされているのでしょうかという感じでございます。以上です。

○永井座長 貴重な御意見をありがとうございます。子どもの遊び場、居場所の問題、

それから困難を有するというケースの場合、どういうふうにもうまくつなげていけるのかということについての御指摘だと思いますが。引き続いて、先ほど手が挙がりました。お願いします。

○・・委員 今、子どもの居場所というような話にも触れておりますが、例えば、災害があった場合に、まず自助、次に共助、次に公助というお話をよくされていると思うんですが、今ここでお話ししているこの内容というのは、ある意味公助かなと。今お話しされた内容は共助かなと。

やはり、地域力推進ということで教育委員会のほうでは教育、地域力ということで、大田区地域力、地域力ということで、声を挙げていますけれども、地域の住民が地域でお互いに共助、相談事も、時にはささいなことでも近所のおじちゃん、おばちゃんに相談できるというようなこともたくさんあったと、遊びに関して。

なかなかこういうネットワークがあって、ここに電話をしてくるという人もいれば、そういうことを知らない人、しにくい人、いろいろあると思うので、受け皿はたくさんあったほうがいかなと私は思っているんですね。そのときに、その遊びの場所とか、そういったことを考えたときに、地域の人たちが気軽に出入りできるような場所、そこに小学生であろうと中学生でも、おじいちゃん、おばあちゃんでも、時には小学生とおじいちゃんがそこで将棋を指していたりとか、オセロをやっていたりとか、そういった地域のコミュニティをつくるような、そういった場所、環境、そういうことを整備することによって、地域の人たちがあそこに行けばあそこのおじちゃんがいるわ、あそこに行けばあのおばちゃんがいるわとか、また今度将棋を教えてもらえるかなとか、今日は勉強、宿題がちょっと分からないから教えてもらおうとか、そういうふうな気軽に地域住民が出入りできて、交流ができるような場所、老若男女誰でも交流できる場所、ここは子ども・若者計画ということでやっていますけれども、御年配の方も併せて、もうみんなでワイワイガヤガヤできるような、そういった場所があったらいいのではないかなと私はすごく思います。

結構、小学校なんかでも年末になると、昔遊び、メンコ、かるた、けん玉というのは、そういうところに地域の方が協力して教えに入ってくれる、そういうこともやっていますけれども、そういうことが日ごろからできるような環境があれば、災害が発生したときもお互いに共助ができてということでいい環境ができるんじゃないかなというふうなことを感じました。

- 永井座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、お願いします。
- 鈴木（隆）委員 区議会の鈴木でございます。御説明ありがとうございました。私もこの子どもを取り巻く環境、この支援体制の充実というのを議会側の目線でこの間も見てまいりました。冒頭、永井先生も触れておられましたが、その子ども・若者を取り巻く社会の状況というのは、日々複雑、多様化している現状があります。そうした中で、子ども・若者に対する切れ目のない支援、相談体制の拡充というのは非常に重要な問題であると認識をしています。それを踏まえて、例えば区がいろいろと重層的にすばらしい体制を構築したとしても、当の本人たちがそこにたどり着くことができなければ、支援の手も差し伸べることもできないし、困難を有する子ども・若者たちが助けを求めることもできない。そうした意味では、やはりこの相談体制の入り口とも言える、例えば相談窓口であるとか、この入り口の拡充というのは非常に重要なことだと思っておりますけれども、今後の計画の中でどのように捉えていくか、御見解をお願いします。
- 佐藤青少年健全育成担当課長 いただきました御指摘の内容に基づいて、今回、子ども・若者計画を策定した中でも、相談体制の強化といったものを個別目標の中に、また重点事業として掲げさせていただいておるところでございます。今後、5か年の中でなるべく早期の段階で、相談体制の充実、また総合相談窓口の設置を目途に今後検討を進めてまいりたいと考えております。
- 鈴木（隆）委員 ありがとうございます。この資料の3、4、5の辺りでも他区の取組ですとか、この入り口の施策に関しても記載がございますけれども、そうしたものも参考にしながら、まず入り口ですね。相談窓口の体制の充実というものをやはり念頭に置いて、これからも計画の推進をお願いします。
- 永井座長 きっかけづくりと、これも今までの話の中でも出てきたと思いますが、それでは、ほかに何か御意見、御発言はいかがでしょうか。
- 茨田委員 大田区少年少女団体協議会の茨田尚と申します。地域の全体の中で、子どもたちには様々な体験活動が区内外でいろいろと色々な団体が計画して実施しております。その中に、特に大事なものは、参加人数もそうなんですけれど、地域の人たちとの交流、関わりというのはこれはまた非常に子どもたちに与える影響が強い。その中で、地域の人たちの責任というのもまたこれは非常に大きなもので、やっぱり子どもたちに大人としての見本というか、子どもたちの鏡になるような地域の人たちとの

交流というものを心がけていく、なかなか難しいことかもしれませんが、交流する大人たちの、責任も使命感を十分に把握すると、その効果がさらに向上するのではないかなと思います。以上でございます。

○永井座長 ありがとうございます。では、ご発言をお願いします。

○村尾委員 村尾と申します。よろしく申し上げます。私もちょっと引きこもりだったり、ニートだったりした経験があって、資料の4-1みたいな感じでいろんな支援策があるというのは、薄々知っていたり、知らなかったりしたんですけれども、やっぱりそういう引きこもりだったりすると、こういう支援を使いたくても来所というのはやっぱりしない、しようと思わないということと、電話もかけようかなと思っても、やっぱりかけないということがあって、やっぱり使わないかなというのが、多分多くの引きこもりの人とかもそういう感じなんだと思って、今栃木で働いていて、そこでも移住者交流会みたいなものに誘われるんですけど、やっぱりそういうところにも行かないというところで、私としては、電話とか来所というのは、窓口に行けなかった人は、ハードルが高いなど、こういう支援が必要な人の中では高いなど思っているのだから、やっぱりLINEというのを書いてありますけど、LINEとかSNSとか、掲示板ですかね、何かメールでポンと送れるのだったら、もしかしたら相談できるかもしれない。LINEだったら、僕もこれを使うかなと思うので、まず質問とかじゃないんですけども、そういう支援策の中で、メールで相談できる、気軽に相談できる窓口をもっと増やしてもらおうのと、あと人員を増やしていただければ、結構もうちょっと隠れた問題を抱えている人というのをすくい上げられるかなと思います。以上です。

○永井座長 これも貴重な御意見をありがとうございました。先ほどからオンラインのほうで御参加の遠山先生が挙手されているということなんですが、遠山委員、御発言をお願いします。

○遠山委員 日本工学院の遠山と申します。いつもお世話になっています。いろんな方の御意見を聞いていまして、それぞれの方々が同様なお立場での御経験を、いい意見を言っていっちゃって、非常に貴重な意見だと思いました。

ちょっと私の経験と、それから、今思うことを述べさせていただきたいと思います。ただ、今若者がこういった状況になったという中で、先ほどの資料の中で、LINE等の顔が見えない、自分が刻印されない中での御相談というのはどうなのかというのと、

私たちの学校でもオンラインであったり、LINEでの相談というのは極めて多くて、常駐の臨床心理士の方を学校に6名置いた上で、交代でヒアリングを行っているぐらい、実は想像以上に子どもたちの心というのは不安定であって、それから一番子どもたちが苦労しているのが、子どもたちなりの世間体のことなんですね。

子どもたちの中で、内、これは日本からの伝統の文化ですけれど、外というのがあるって、その内の範囲というのが極めて小さくなっているわけですよ。ですから、例えば、かつてだったらこの部分までだったら、自分の身内でここから外だというのがあるんですけど、その中間が世間というんですけども、彼らにとっての内の範囲が極めて小さくなっているというふうに学術上は言われていますよね。ですので、例えば、電車の中で自分の手鏡で自分で化粧をすることとか、本来だったら、周りに気を使ってあり得ないでしょうということでも、彼らの中にはないんですね。

一方、小さくなるとどうなるかという、外国の方とかそういうものに対してのコミュニケーションの取り方が極めて上手なんだというふうに言われております。ですから、決してそれが悪いだけではないんですよ。ところが、よく今回も近所の公園なんかでうるさいなという声がありましたけど、やはり世間自体が、世の中自体が下向きの経済状況になっていると。それから、格差が広がっているということ。そういった中で、やっぱり人を、特に中間層以下の方々が人に許すことができない、不寛容な社会になってきていますよね。そうしますと、自分が下の下層に落ちるんじゃないかということで、やっぱり不寛容になって、許せなくなるという部分で、いろんな部分で同調の圧力みたいなことが強くなっているというようなことがあると思います。

ですから、その中で、やっぱりコミュニティということが崩壊して、高度情報化社会、何度かの産業構造が変わる中で、コミュニティが崩壊した中で、答えはやっぱりつながりというのと、それから居場所というのと、どこかで承認するという場所をつくってやらなきゃいけないと思う。この三つをどうやってつくるかという一応学術上は答えは出ているんですよ。それは、先ほどの内閣府の資料にもあったと思います。それを知らないうちにちゃんとやる人がいて、それは誰かという、一つは子どもたちなんですよ。それから、もしくはこういった経験をした人、苦しい経験をした人、先ほど御意見がありましたけれど、そういった方々が一番分かる。そして、子どもたちが一番分かるはずなんですよ。

例えば、方向性が見えない子どもたちに、どうしたら自分の方向性が見えるんだろ

うかといったときには、人のために何かをするということが一番いいと言われていきます。これは、すみません、研究上の話ですけど。ですので、何らかの形で、実は子どもたちが今言ったなかなかコミュニティに出てこれられない、居場所や承認が持てない子どもたちのために何かできないかというような場所を設けてあげる。それは大人たちがやってあげるのが一番いいんじゃないかと思います。

これから申し上げるのは、ちょっと誤解があってはいけないんですけど、日本の戦後の社会というのは、多かれ少なかれ団塊の世代の方々がつくってまいりました。その方々が小学校に行き、その方々が大学に入り、家を持ち、車を買って、そして今その方々がリタイアされたんですね。ですから、地域が崩壊されたことはこの方々、団塊の世代の方々がバックで支える形。その方々が今日の日本をつくったと思います。

一方で、若者を救えるのは私は若者だと思っています。ですから、若者たちがその方々の礎の上で大きく社会貢献という部分も含めて、なかなかコミュニティに出てこれられない子どもたちをコミュニティに出て来ていただけるようにするような環境をつくるのが答えじゃないかなと、そのように私は現段階では思っています。

最後に、ちょっと御参考になればと申しあげますが、大田区が生んだアーティストやスターというのはたくさんいるんですね。今回もワクチンを打たないことに対して、打つれもらったらどうかということを説得できる最後はアーティストだと思うんですね。

大田区の誇れるアーティストというのはSEKAI NO OWARIというアーティストがいるんですね。彼らは羽田を拠点に活動しているんですけども、彼らは、この間「僕らの音楽」という番組に出てスピーチしたんですけども、彼らの今年の目標は何かというと、羽田に子どもたちのこども食堂をつくることでした。これは、すごく大きなことで、こども食堂をつくるということをアーティスト自身が言っているわけですね。つまり、彼ら、ボーカルのF u k a s eくんは元いじめられた子ですね。だから、彼の言葉には説得力があります。それから、多くの若者が彼の話聞きます。それは、いたわりの言葉やつながりや居場所について、彼がよく分かっているということを知って子供たちはよく分かるわけなんです。我々がいかなることを言っても、F u k a s eの言葉を上回ることはできません。ですから、羽田にこども食堂をつくるという、SEKAI NO OWARIにアプローチするのは一つなんですけれども、それと同じように、そういった経験をされた方、もしくは

はアーティストとかの意見も含めて、子どもたちのことが分かるのは子どもだと思うので、ぜひとも、そこに我々の目線ではなくて、子どもの意見を聞いてあげた上でやるということをやったら、初めて大田区のモデルができるんじゃないかなと、そのように思いますので、御参考までにと思いました。

私は、ちなみに江戸川に住んでいますが、大田のこの会議こそ、一番真剣に取り組んでいる会議だと思って、本当に敬意を表します。御苦労さまです。ぜひ、成功されるように祈って、私の生意気ながら意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○永井座長 どうもありがとうございました。うまくまとめてくださったんですが、既に予定された時間をちょっとオーバーしておりまして、司会の不手際をお詫びしますが、何か今のことについて、ぜひ一言という御発言があればと思いますが、ではお願いいたします。

○大橋委員 すみません。お時間申し訳ございません。こども文教委員長の大橋と申します。よろしく申し上げます。私は、この資料の4-3を見ていて、資料4-5にもありますけれども、多くの若者が半分以上、約半分が自分自身のことについて非常に相談が多い。これは、お時間があれば、もっと具体的にどういったことをしたのかお聞きしたいところではありますが、また紹介機関としても、4-5なんかを見ると対象外というのが36%もある。これを見ると、これだけの多くの、これは本当に多くの相談ですけど、ごく一部だと思います。それほどまでに多くの若者が自分自身に悩んでいる、苦しんでいる、壁にぶつかっていると。

そこをしっかりとサポートできる体制が必要だということと、これは社会に出て、大人になって、いろいろとぶつかって、また言えるように、大人になって、20代、30代になって言えるようになったということは、多分その10代のときには思っていたけれど言えなかった、苦しんでいた、どうしていいか分からなかったというのが、この20代、30代でやっと大人になって言えるようになった、また気づいたという状況だということにも考えられるのかなと思うんですね。そう思うと、やはり当然この20代、30代、多くの、相談が多い20代、30代の若者と、それ以前の10代までの、この20代までの本当に子どもたちも含めて、この世代も手厚くしっかりとサポート体制というか、体制をしっかりと細かく分析をしながら、ここをやっていないといけないのではないかなと。そうしなければいつまでたっても苦しいままで続いてし

まうと思いますので、そこを手厚くしっかりやっていく必要があるんだなという、ちょっと要望といいますか、感じましたのでお伝えさせていただきました。

○永井座長 ありがとうございます。お話を伺っていて、体制と、体制もつくっていくことはもちろん大事なんだけど、やはりそれを生かすのはきっかけ、具体的なきっかけであって、その地域での人間関係だと思いますから、その辺りについて少し検討できていたらなと思います。

もう一つ、審議事項がございます。これは多分比較的簡単になるかもしれませんが、令和4年度以降の大田区「成人のつどい」の名称についてというのがございます。これについて、触れておきたいと思うのですが、青少年健全育成担当課長、お願いできますか。ほかに御意見等がありましたら、最後にもう一度お伺いします。

○佐藤青少年健全育成担当課長 本日の最後の議題でございますが、お手元の資料はございません。大変恐縮でございますが、口頭で御説明させていただきます。

民法が改正されまして、令和4年4月1日施行でございますが、成人の成年年齢が18歳になるというところでございます。現在、20歳が成人という形の定義でございますけれども、民法上、来年度、令和4年度より18歳以降の方々が成人と民法上はされているというような状況にあります。そういったものを背景といたしまして、毎年本区で行っております「成人のつどい」というものがございます。成人式の別称でございますけれども、こちらの対象年齢につきましては、昨年度本協議会におきまして、対象年齢を令和4年度以降どうするかということで御審議をいただきました。

その結果としまして、従前どおり20歳の若者を対象とするということで結論をいただいたところでございますけれども、今度は名称でございまして、今まで「成人のつどい」というような名称でやらせていただいておりますが、成人という定義が18歳以降となってしまうと、民法上18歳以降なので18歳が来てしまうというのもちょっと危惧としてありまして、大変恐縮ではございますが、こちらの「成人のつどい」というこの名称自体もちょっと変えていく必要があるんじゃないかということで、皆様方より御意見をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○永井座長 いかがでしょうか。大人と子どもの関わりが、関係性が変わってきている中で、18歳、20歳と10代の、20歳だけではないというような考え方が出て、具体化しているわけですが、どうでしょうか。何か原案のようなものはあるのでしょうか。



○佐藤青少年健全育成担当課長 他の自治体などの動向なども調べておりました、おおむね「はたちのつどい」とされている自治体が割と多いように感じているところでございます。

○永井座長 そういうほかの自治体の動向等もあるということですが、これについて何か具体的な御意見があれば、ぜひ御発言いただきたいと思いますが。

特に御異論もないようでしたら、他の自治体の動向とそれほど特別なほかのことを考えるという御意見はなかったということでもよろしいのでしょうか。

では、そういうふう到我々の議論は進んだというふうにさせていただきたいと思えます。

以上で、用意されている報告事項と審議事項は終わりなのですが、どうでしょうか、何か最後に御発言を御希望になる方があれば、ぜひお願いしたいと思えますが。

○鈴木（英）委員 よろしいでしょうか。

○永井座長 では、お願いします、オンラインのほうで。

○鈴木（英）委員 自治会連合会の鈴木でございます。地域にいろんな課題があるんですが、もちろんこの青少年もですが、先ほどの悩みの問題では、30代の後半も関わっていますけれども、同じ問題が青少年から、全ての人が悩んでいる問題を持っているわけですし、青少年というのは、その一部なんだろうと思います。

そして、先ほど遠山先生から出ましたけれど、こんな問題というのは、逆に言うとき昔はなかったように思います。何かしても親に相談すればいいじゃないかというのが、今は親もなかなか相談に乗る暇もない、時間もない。あるいは、家族の在り方ですね。そんなことが変わってきた。そういう中で、この青少年問題をどのようにして、考えるか。昔から問題がある子が立派になったことはいっぱいあるわけですね。問題のある子が悪いわけじゃなくて、要は成長の一過程だなというふうに思えますけれども、そんな運動に地域は関わりたいと思うんですね。

一番大事なものは希望だと思うんですね。だから、希望はつくってやりたいというのが、この青少年問題の一番のポイントなのかなと私は思いますね。以上です。

○永井座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、ほかには。

それでは、大分時間がオーバーいたしまして、申し訳ございません。でも、活発的に議論をして、御意見をいただけたことは大変よかったですと思います。

今日いただいた御意見については、事務局でまとめさせていただきます。それで、

本日いただいた御意見のほかに、補足や追加の御意見がありましたら、7月の末ぐらいまでに事務局まで報告をお願いできればと思います。

それでは、今日の審議を終了させていただきます。活発なご議論をありがとうございました。

では、今後のスケジュール等について説明をお願いいたします。

○佐藤青少年健全育成担当課長 今後の日程の御案内を申し上げます。第2回の青少年問題協議会は、日程は令和3年11月9日、水曜日、午後2時から開始を予定しております。また、第3回の本協議会につきましては、令和4年2月2日、水曜日、午前10時から開催を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○今井地域力推進部長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。

皆さん、長時間にわたり、ありがとうございました。

午後3時49分閉会